

令和元年度

北九州市予算

目 次

	頁
一 般 会 計	
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国民健康保険特別会計予算	27
食肉センター特別会計予算	33
卸売市場特別会計予算	37
渡船特別会計予算	41
土地区画整理特別会計予算	47
土地区画整理事業清算特別会計予算	53
港湾整備特別会計予算	57
公債償還特別会計予算	63
住宅新築資金等貸付特別会計予算	67
土地取得特別会計予算	71
駐車場特別会計予算	75
母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	79
産業用地整備特別会計予算	83
漁業集落排水特別会計予算	87

介護保険特別会計予算	91
空港関連用地整備特別会計予算	99
学術研究都市土地区画整理特別会計予算	103
臨海部産業用地貸付特別会計予算	107
後期高齢者医療特別会計予算	109
市民太陽光発電所特別会計予算	113
市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	117
上水道事業会計予算	121
工業用水道事業会計予算	129
交通事業会計予算	133
病院事業会計予算	137
下水道事業会計予算	141
公営競技事業会計予算	147

一 般 会 計

令和元年度 北九州市 一般会計 予算

令和元年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 574,391,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和元年 5 月 30 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市 税		175,428,200 <small>千円</small>
	1 市 民 税	76,575,000
	2 固 定 資 産 税	70,031,000
	3 軽 自 動 車 税	2,010,200
	4 市 た ば こ 税	7,036,000
	5 鉱 産 税	29,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	7 入 湯 税	26,000
	8 事 業 所 税	7,163,000
	9 都 市 計 画 税	12,042,000
	10 環 境 未 来 税	515,000

款	項	金 額
2 地方譲与税		千円 3,218,000
	1 地方揮発油譲与税	1,172,000
	2 自動車重量譲与税	1,544,000
	3 森林環境譲与税	42,000
	4 特別とん譲与税	370,000
	5 航空機燃料譲与税	20,000
	6 石油ガス譲与税	70,000
3 利子割交付金		169,000
	1 利子割交付金	169,000
4 配当割交付金		562,000
	1 配当割交付金	562,000
5 株式等譲渡所得割交付金		348,000

	1 株式等譲渡所得割交付金	348,000
6 分離課税所得割交付金		141,000
	1 分離課税所得割交付金	141,000
7 地方消費税交付金		16,544,000
	1 地方消費税交付金	16,544,000
8 ゴルフ場利用税交付金		42,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	42,000
9 自動車取得税交付金		482,000
	1 自動車取得税交付金	482,000
10 環境性能割交付金		234,000
	1 環境性能割交付金	234,000
11 軽油引取税交付金		5,852,000
	1 軽油引取税交付金	5,852,000

款	項	金 額
12 国有提供施設等 所在市町村助成交付金		25,000 ^{千円}
	1 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	25,000
13 地方特例交付金		1,781,000
	1 地方特例交付金	1,100,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	681,000
14 地方交付税		63,000,000
	1 地方交付税	63,000,000
15 交通安全対策特別交付金		384,000
	1 交通安全対策特別交付金	384,000
16 分担金及び負担金		4,156,410
	1 負担金	4,156,410
17 使用料及び手数料		16,635,608

	1 使 用 料	11,900,457
	2 手 数 料	4,735,151
18 国 庫 支 出 金		113,325,990
	1 国 庫 負 担 金	88,049,665
	2 国 庫 補 助 金	24,937,955
	3 委 託 金	338,370
19 県 支 出 金		28,277,414
	1 県 負 担 金	21,727,632
	2 県 補 助 金	4,483,354
	3 委 託 金	2,066,428
20 財 産 収 入		6,893,744
	1 財 産 運 用 収 入	870,755
	2 財 産 売 払 収 入	6,022,989

款	項	金 額
21 寄 附 金		697,285 ^{千円}
	1 寄 附 金	697,285
22 繰 入 金		14,670,367
	1 特 別 会 計 繰 入 金	156,181
	2 基 金 繰 入 金	14,514,186
23 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
24 諸 収 入		57,804,572
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	178,042
	2 市 預 金 利 子	625
	3 貸 付 金 元 利 収 入	45,002,697
	4 受 託 事 業 収 入	100,953

	5 収 益 事 業 収 入	5,100,000
	6 雑 入	7,422,255
25 市 債		63,719,400
	1 市 債	63,719,400
歳 入	合 計	574,391,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,675,342 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,675,342
2 総 務 費		44,227,863
	1 総 務 職 員 費	18,791,780
	2 総 務 管 理 費	3,427,108
	3 企 画 費	14,618,623
	4 市 民 費	3,921,508
	5 徴 税 費	1,774,753
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	442,737
	7 選 挙 費	733,758
	8 統 計 調 査 費	55,202

	9 人 事 委 員 会 費	204,352
	10 監 査 委 員 費	258,042
3 保 健 福 祉 費		158,358,646
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,797,013
	2 社 会 福 祉 費	62,098,681
	3 公 衆 衛 生 費	9,187,306
	4 環 境 衛 生 費	710,489
	5 保 健 所 費	855,770
	6 生 活 保 護 費	46,129,478
	7 災 害 救 助 費	618,643
	8 繰 出 金	29,961,266
4 子 ども 家 庭 費		69,776,683
	1 子 ども 家 庭 職 員 費	4,766,334

款	項	金額
	2 子ども家庭費	64,996,184 ^{千円}
	3 繰出金	14,165
5 環境費		14,725,319
	1 環境職員費	3,569,913
	2 環境費	11,155,406
6 労働費		441,433
	1 労働諸費	441,433
7 農林水産業費		1,895,969
	1 農林水産業職員費	603,301
	2 農業費	691,257
	3 林業費	135,148
	4 水産業費	434,392

	5 繰 出 金	31,871
8 産 業 経 済 費		55,509,341
	1 産 業 経 済 職 員 費	1,611,565
	2 産 業 学 術 費	51,899,720
	3 観 光 振 興 費	1,803,382
	4 繰 出 金	194,674
9 土 木 費		48,941,025
	1 土 木 職 員 費	4,886,629
	2 土 木 管 理 費	747,594
	3 道 路 橋 り よ う 費	18,209,715
	4 河 川 費	3,721,510
	5 都 市 計 画 費	20,428,897
	6 繰 出 金	946,680

款	項	金 額
10 港 灣 費		6,705,690 ^{千円}
	1 港 灣 職 員 費	1,339,949
	2 港 灣 管 理 費	1,114,091
	3 港 灣 整 備 費	3,546,950
	4 埋 立 費	704,700
11 建 築 行 政 費		9,392,544
	1 建 築 職 員 費	1,747,532
	2 建 築 管 理 費	4,577,109
	3 住 宅 建 設 費	3,067,903
12 消 防 費		13,303,904
	1 消 防 費	13,303,904
13 教 育 費		72,334,961

	1 教 育 職 員 費	53,226,684
	2 教 育 総 務 費	1,582,153
	3 小 学 校 費	8,591,390
	4 中 学 校 費	5,239,670
	5 高 等 学 校 費	153,461
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,565,057
	7 幼 稚 園 費	74,409
	8 専 修 各 種 学 校 費	58,243
	9 社 会 教 育 費	1,185,500
	10 保 健 体 育 費	658,394
14 災 害 復 旧 費		960
	1 鉦 害 復 旧 費	960
15 諸 支 出 金		76,801,320

款	項	金 額
	1 公債償還特別会計繰出金	68,063,429 ^{千円}
	2 公 営 企 業 費	7,193,891
	3 基 金 積 立 金	1,544,000
16 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	574,391,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市議会タブレット端末運用事業	自 令和2年度 至 令和5年度	18,200 ^{千円}
市政だより編集委託経費	自 令和2年度 至 令和4年度	62,700
市政テレビ制作及び放送委託経費	令和2年度	81,800
市政ラジオ制作及び放送委託経費	令和2年度	10,800
ウェブ環境改善経費	自 令和2年度 至 令和3年度	3,000
財務会計システム構築事業	自 令和2年度 至 令和8年度	1,000,000
データエントリー業務委託経費	自 令和2年度 至 令和4年度	24,700
領収済通知書等仕分け・発送業務委託経費	自 令和2年度 至 令和4年度	7,500
区役所電話交換設備保守点検経費	自 令和2年度 至 令和3年度	12,900
公用車リース経費（小倉北区分）	自 令和2年度 至 令和8年度	101,800
モデルプロジェクト再配置計画推進事業	令和2年度	82,600

事 項	期 間	限 度 額
ネットワーク統括管理事業	自 令和2年度 至 令和6年度	448,000 ^{千円}
行政情報検索サービス経費	令和2年度	11,900
ICTインフラ整備運用事業	自 令和2年度 至 令和6年度	504,000
総合行政ネットワーク等共同利用事業	自 令和2年度 至 令和6年度	7,500
若松市民会館大規模改修事業	令和2年度	19,600
埋蔵文化財センター再整備事業	令和2年度	38,500
公用車リース経費(自然史・歴史博物館)	自 令和2年度 至 令和7年度	1,300
市民センター空調改修事業	令和2年度	108,800
コールセンター運営事業	自 令和2年度 至 令和6年度	330,900
若松生涯学習センター大規模改修事業	令和2年度	6,400
市税賦課関係業務委託集約事業	自 令和2年度 至 令和4年度	391,000
税務関連業務委託事業	自 令和2年度 至 令和4年度	187,400

市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和 2 年 度 至 令和 3 年 度	16,500
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和 2 年 度 至 令和 3 年 度	9,500
固定資産税納税通知書作成経費	令和 2 年 度	5,600
市税領収済通知書等仕分け・発送業務委託経費	自 令和 2 年 度 至 令和 4 年 度	3,800
レインボー広場再整備等事業	令和 2 年 度	83,000
公用車リース経費（区役所保健福祉業務）	自 令和 2 年 度 至 令和 7 年 度	1,100
第2夜間・休日急患センター医療機器更新経費	令和 2 年 度	7,000
年長者研修大学校周望学舎バスリース経費	自 令和 2 年 度 至 令和 5 年 度	7,000
公用車リース経費（動物愛護センター）	自 令和 2 年 度 至 令和 6 年 度	2,000
理化学機器リース事業	自 令和 2 年 度 至 令和 9 年 度	40,100
斎場大規模改修事業	令和 2 年 度	978,000
ほっと子育てふれあい事業	自 令和 2 年 度 至 令和 4 年 度	43,500
保育士宿舍借り上げ支援事業	令和 2 年 度	45,000

事 項	期 間	限 度 額
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和2年度 至 令和6年度	103,600 ^{千円}
一時保護所給食調理業務民間委託事業	自 令和2年度 至 令和6年度	54,200
認定こども園整備事業	令和2年度	194,600
保育所整備推進事業	令和2年度	533,600
放課後児童クラブ整備リース経費	自 令和2年度 至 令和5年度	6,400
放課後児童クラブ整備リース経費	自 令和2年度 至 令和6年度	8,300
子ども・若者応援センター「YELL」運営委託経費	自 令和2年度 至 令和4年度	70,500
不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 令和2年度 至 令和6年度	2,500
大気汚染移動測定車更新事業	自 令和2年度 至 令和3年度	540
公用車における次世代自動車普及事業	自 令和2年度 至 令和9年度	41,000
公用車における燃料電池自動車普及事業	自 令和2年度 至 令和6年度	3,500
ごみ収集指定袋制実施事業	令和2年度	146,600

粗大ごみ受付システム経費	自 令和 2 年 度 至 令和 5 年 度	17,700
ごみ収集車両リース経費	自 令和 2 年 度 至 令和 8 年 度	13,000
一般廃棄物情報管理システム経費	自 令和 2 年 度 至 令和 6 年 度	40,000
日明工場維持管理事業	自 令和 2 年 度 至 令和 26 年 度	19,148,000
日明かんびん資源化センター等解体事業	自 令和 2 年 度 至 令和 3 年 度	1,000,000
日明工場建設事業	自 令和 2 年 度 至 令和 26 年 度	32,100,000
北九州市中小企業成長加速化協調 資金融資信用保証に対する債務負担	北九州市中小企業成長加速化協調資金融 資要綱の存する期間	北九州市中小企業成長加速化協調資金融 資信用保証の事故率3%以内における福 岡県信用保証協会損失負担額の1/2額
公用車リース経費(国際ビジネス政策業務)	自 令和 2 年 度 至 令和 3 年 度	270
公用車リース経費(MICE推進業務)	自 令和 2 年 度 至 令和 6 年 度	1,200
市営住宅整備事業(後楽団地ほか)	令和 2 年 度	684,200
(仮称)島郷分署移転新築事業	令和 2 年 度	303,600
(仮称)楠橋分署移転新築事業	令和 2 年 度	303,200
公用車リース経費(消防業務)	自 令和 2 年 度 至 令和 7 年 度	2,600

事 項	期 間	限 度 額
教職員人事給与システム運用保守等事業 (消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額)	自 令和2年度 至 令和3年度	2,100 ^{千円}
パソコン整備事業(教育センター)	自 令和2年度 至 令和7年度	11,700
校務支援システム運用事業(小学校)	自 令和2年度 至 令和12年度	922,300
校務支援システム運用延長事業(小学校)	令和2年度	35,100
学校給食調理業務民間委託事業(小学校)	自 令和2年度 至 令和6年度	1,433,000
子どもひまわり学習塾事業(小学校)	自 令和2年度 至 令和3年度	7,100
公用車リース経費(指導業務)	自 令和2年度 至 令和7年度	8,780
学力状況調査事業(小学校)	自 令和2年度 至 令和3年度	31,600
小学校外国語活動補助事業	令和2年度	176,000
小学校建設事業	令和2年度	4,300
小学校建設事業	自 令和2年度 至 令和4年度	37,500
小学校建設事業	自 令和2年度 至 令和6年度	65,000

タブレット整備事業(中学校)	自 令和2年度 至 令和6年度	300,000
校務支援システム運用事業(中学校)	自 令和2年度 至 令和12年度	443,300
校務支援システム運用延長事業(中学校)	令和2年度	16,800
学校給食調理業務民間委託事業(中学校)	自 令和2年度 至 令和6年度	897,000
中学校建設事業	自 令和2年度 至 令和4年度	37,500
子どもひまわり学習塾事業(中学校)	自 令和2年度 至 令和3年度	1,300
学力状況調査事業(中学校)	自 令和2年度 至 令和3年度	53,600
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	令和2年度	89,900
特別支援学校スクールバス運行委託	自 令和2年度 至 令和4年度	856,800
タブレット整備事業(特別支援学校)	自 令和2年度 至 令和6年度	38,800
校務支援システム運用事業(特別支援学校)	自 令和2年度 至 令和12年度	57,200
校務支援システム運用延長事業(特別支援学校)	令和2年度	2,200
特別支援学校スクールバス運行委託 (消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額)	令和2年度	1,300

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費(特別支援教育相談センター)	自 令和2年度 至 令和7年度	2,030 ^{千円}
特別支援学校建設事業	令和2年度	187,000
校務支援システム運用事業(幼稚園)	自 令和2年度 至 令和12年度	28,600
校務支援システム運用延長事業(幼稚園)	令和2年度	1,100
令和元年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和元年度 至 令和11年度	元金 1,207,000,000千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金(元利金)に対する債務保証(借換え資金)	自 令和元年度 至 令和21年度	借入金 11,398,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 4,075,300	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	642,000			
子ども家庭施設建設事業	632,800			
環境施設建設事業	782,000			
農林水産施設建設事業	148,000			
産業経済施設建設事業	516,900			
土木施設建設事業	18,927,300			
港湾施設建設事業	3,245,800			
建築行政施設建設事業	1,612,200			
消防施設建設事業	1,942,100			
教育施設建設事業	3,195,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	28,000,000 ^{千円}		%	

特 別 会 計

議案第 69 号

令和元年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

令和元年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 99,786,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		15,330,758 ^{千円}
	1 国民健康保険料	15,330,758
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		20
	1 国庫補助金	20
4 県支出金		72,349,774
	1 県負担金	276,715
	2 県補助金	72,073,059
5 繰入金		10,624,000
	1 繰入金	10,624,000

6	繰越金		1,293,538	
		1	繰越金	1,293,538
7	諸収入		187,900	
		1	延滞金加算金及び過料	7,010
		2	雑収入	180,890
歳入合計			99,786,000	

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1,745,351 ^{千円}
	1 総務管理費	1,745,351
2 保険給付費		71,884,741
	1 保険給付費	71,884,741
3 国民健康保険事業費納付金		25,109,301
	1 医療給付費分納付金	18,275,103
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,086,127
	3 介護納付金分納付金	1,748,071
4 保健事業費		863,937
	1 保健事業費	863,937
5 諸支出金		132,670

	1 償還金及び還付加算金	53,270
	2 繰出金	79,400
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	99,786,000

議案第 70 号

令和元年度 北九州市食肉センター特別会計予算

令和元年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		87,825 ^{千円}
	1 使用料	87,825
2 繰入金		148,535
	1 繰入金	148,535
3 繰越金		28,000
	1 繰越金	28,000
4 諸収入		35,640
	1 貸付金収入	10,000
	2 雑収入	25,640
歳 入	合 計	300,000

歳 出

款	項	金 額
1 食肉センター費		299,800 <small>千円</small>
	1 食肉センター費	261,656
	2 繰出金	38,144
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		300,000

議案第 71 号

令和元年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和元年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 641,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 469,559
	1 使用料	469,559
2 国庫支出金		4,770
	1 国庫補助金	4,770
3 繰入金		9,665
	1 繰入金	9,665
4 繰越金		15,000
	1 繰越金	15,000
5 諸収入		142,306
	1 雑収入	142,306
歳 入	合 計	641,300

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 費		639,300 <small>千円</small>
	1 卸 売 市 場 費	574,980
	2 繰 出 金	64,320
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		641,300

令和元年度 北九州市 渡船特別会計 予算

令和元年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 378,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		70,361 ^{千円}
	1 使用料	70,318
	2 手数料	43
2 国庫支出金		63,384
	1 国庫補助金	63,384
3 財産収入		1,618
	1 財産運用収入	1,618
4 繰入金		184,565
	1 繰入金	184,565
5 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000

6 諸 収 入		1,572
	1 雑 入	1,572
7 市 債		17,000
	1 市 債	17,000
歳 入 合 計		378,500

款	項	金額
1 渡船事業費		378,300 ^{千円}
	1 渡船事業費	374,047
	2 繰出金	4,253
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	378,500

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
若戸航路運航等業務民間委託事業	自 令和2年度 至 令和4年度	370,000 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
渡船施設整備事業	17,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和元年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

令和元年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,235,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,886
	1 使用料	2,876
	2 手数料	10
2 国庫支出金		334,500
	1 国庫補助金	334,500
3 財産収入		12,300
	1 財産貸付収入	5,300
	2 財産売払収入	7,000
4 繰入金		775,104
	1 繰入金	775,104
5 繰越金		50,000

	1 繰越金	50,000
6 諸収入		10
	1 雑収入	10
7 市債		1,060,200
	1 市債	1,060,200
歳入合計		2,235,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		2,235,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業費	1,777,406
	2 繰 出 金	457,594
歳 出 合 計		2,235,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
折 尾 土 地 区 画 整 理 事 業	令 和 2 年 度	120,000 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,060,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 74 号

令和元年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和元年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 清算徴収金		208 ^{千円}
	1 清算徴収金	208
2 繰越金		21,182
	1 繰越金	21,182
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	21,400

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		21,400 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業清算費	20,800
	2 繰 出 金	600
歳 出 合 計		21,400

令和元年度 北九州市港湾整備特別会計予算

令和元年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,942,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,508,854
	1 使用料	2,508,854
2 財産収入		189,017
	1 財産運用収入	163,791
	2 財産売却収入	25,226
3 繰入金		539,460
	1 特別会計繰入金	539,460
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		82,659
	1 延滞金加算金及び過料	10

	2 雜 入	82,649
6 市 債		1,622,000
	1 市 債	1,622,000
歲 入 合 計		4,942,000

歲 出

款	項	金 額
1 港 灣 整 備 事 業 費		4,937,000 ^{千円}
	1 機 能 施 設 事 業 費	2,168,004
	2 繰 出 金	2,768,846
	3 基 金 積 立 金	150
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歲 出	合 計	4,942,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	千円 1,622,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和元年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和元年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 176,603,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		115,594,000 ^{千円}
	1 繰 入 金	115,594,000
2 市 債		61,009,000
	1 市 債	61,009,000
歳 入	合 計	176,603,000

歲 出

款	項	金 額
1 公 債 費		174,256,929 ^{千円}
	1 公 債 費	174,256,929
2 繰 出 金		2,346,071
	1 繰 出 金	2,346,071
歲 出 合 計		176,603,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 61,009,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 77 号

令和元年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和元年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		377 ^{千円}
	1 県 補 助 金	377
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		9,613
	1 貸 付 金 元 利 収 入	9,103
	2 雑 入	510
歳 入	合 計	10,000

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		10,000 <small>千円</small>
	1 住宅新築資金等貸付事業費	2,139
	2 繰 出 金	7,861
歳 出	合 計	10,000

令和元年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和元年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,821,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		541,110 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	541,100
2 繰 入 金		51,490
	1 繰 入 金	51,490
3 市 債		3,228,400
	1 市 債	3,228,400
歳 入	合 計	3,821,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		3,821,000 ^{千円}
	1 土地先行取得費	3,230,000
	2 繰 出 金	591,000
歳 出 合 計		3,821,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地先行取得事業	3,228,400 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 79 号

令和元年度 北九州市 駐車場特別会計予算

令和元年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 404,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		333,672 ^{千円}
	1 使用料	333,672
2 繰越金		70,051
	1 繰越金	70,051
3 諸収入		277
	1 雑収入	277
歳 入	合 計	404,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		403,500 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 事 業 費	233,238
	2 繰 出 金	170,262
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		404,000

議案第 80 号

令和元年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和元年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 491,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		14,165 ^{千円}
	1 繰 入 金	14,165
2 繰 越 金		172,874
	1 繰 越 金	172,874
3 諸 収 入		304,561
	1 貸 付 金 元 利 収 入	304,561
歳 入	合 計	491,600

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		491,600 <small>千円</small>
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	252,996
	2 繰 出 金	238,604
歳 出	合 計	491,600

議案第 81 号

令和元年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和元年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 716,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		716,090 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	19,142
	2 財 産 売 払 収 入	696,948
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
歳 入	合 計	716,100

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		716,100 <small>千円</small>
	1 産業用地整備事業費	706,222
	2 繰 出 金	9,878
歳 出 合 計		716,100

議案第 82 号

令和元年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

令和元年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10 ^{千円}
	1 分 担 金	10
2 使用料及び手数料		3,115
	1 使 用 料	3,115
3 繰 入 金		31,871
	1 繰 入 金	31,871
4 繰 越 金		3,010
	1 繰 越 金	3,010
5 諸 収 入		94
	1 貸 付 金 収 入	84
	2 雑 収 入	10

歲 入 合 計	38,100
---------	--------

歲 出

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 費		37,100 ^{千円}
	1 漁 業 集 落 排 水 費	19,840
	2 繰 出 金	17,260
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		38,100

令和元年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和元年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,497,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		18,375,136 ^{千円}
	1 介 護 保 険 料	18,375,136
2 使 用 料 及 び 手 数 料		12,110
	1 手 数 料	12,110
3 国 庫 支 出 金		24,320,907
	1 国 庫 負 担 金	16,445,033
	2 国 庫 補 助 金	7,875,874
4 支 払 基 金 交 付 金		25,860,276
	1 支 払 基 金 交 付 金	25,860,276
5 県 支 出 金		14,343,739
	1 県 負 担 金	13,554,491

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	789,238
6 財産収入		1,571
	1 財産運用収入	1,561
	2 財産売却収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		16,381,343
	1 一般会計繰入金	14,935,381
	2 基金繰入金	1,445,962
9 繰越金		847,911
	1 繰越金	847,911
10 諸収入		6,772

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 ^{千円}
	2 雑入	6,762
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入		347,215
	1 介護予防サービス計画費収入	293,940
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	53,265
歳入	合計	100,497,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,287,201 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	1,401,575
	2 介 護 認 定 費	885,626
2 保 険 給 付 費		92,306,171
	1 介 護 サービス等諸費	92,306,171
3 地 域 支 援 事 業 費		5,324,052
	1 地 域 支 援 事 業 費	5,324,052
4 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	10
5 基 金 積 立 金		1,551
	1 基 金 積 立 金	1,551

款	項	金 額
6 諸 支 出 金		30,800 ^{千円}
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,800
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
8 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費		347,215
	1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 諸 費	347,215
歳 出	合 計	100,497,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書作成等経費	令和2年度	19,400 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	10 ^{千円}	証書借入	無利子 [%]	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 84 号

令和元年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和元年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10 <small>千円</small>
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		6,880
	1 繰 越 金	6,880
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	6,900

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		6,900 <small>千円</small>
	1 空港関連用地整備事業費	6,875
	2 繰 出 金	25
歳 出 合 計		6,900

令和元年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

令和元年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,304,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10 <small>千円</small>
	1 手数料	10
2 財産収入		76,079
	1 財産売払収入	76,079
3 繰入金		120,530
	1 繰入金	120,530
4 繰越金		1,107,371
	1 繰越金	1,107,371
5 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	1,304,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1,304,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業費	24,955
	2 繰 出 金	1,279,045
歳 出 合 計		1,304,000

令和元年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和元年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 430,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		430,700 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	430,700
歳 入 合 計		430,700

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		430,700 ^{千円}
	1 臨海部産業用地貸付事業費	430,700
歳 出 合 計		430,700

議案第 87 号

令和元年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

令和元年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,690,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		12,007,597 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	12,007,597
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		4,253,340
	1 繰 入 金	4,253,340
4 繰 越 金		428,290
	1 繰 越 金	428,290
5 諸 収 入		673
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	377

	3 雑 入	276
歳 入	合 計	16,690,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		523,212 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	414,098
	2 徴 収 費	109,114
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		16,087,160
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	16,087,160
3 諸 支 出 金		29,628
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	29,628
4 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	16,690,000

令和元年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和元年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和元年 5 月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		64,559 ^{千円}
	1 発 電 収 入	64,559
2 繰 越 金		22,941
	1 繰 越 金	22,941
歳 入	合 計	87,500

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		80,500 <small>千円</small>
	1 市民太陽光発電所事業費	17,018
	2 繰 出 金	63,482
2 予 備 費		7,000
	1 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		87,500

令和元年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和元年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,170,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		2,409,800 ^{千円}
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,409,800
2 市 債		760,600
	1 市 債	760,600
歳 入	合 計	3,170,400

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管 理 事 業 費		3,170,400 <small>千円</small>
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	760,600
	2 繰 出 金	2,409,800
歳 出	合 計	3,170,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 760,600	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和元年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔水道事業〕

(1) 給水戸数	503,335戸
(2) 総配水量	106,432千m ³
(3) 一日平均配水量	290,798m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	4,778,703千円
ロ 浄水場整備事業	1,704,650千円
ハ 導送水施設整備事業	984,378千円

〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5事業者
(2) 総給水量	7,320千m ³
(3) 一日平均給水量	20,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		20,119,618千円
第1項 営業収益		17,458,933千円
第2項 営業外収益		2,660,663千円
第3項 特別利益		22千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費		19,773,875千円
第1項 営業費用		17,228,310千円
第2項 営業外費用		2,531,140千円
第3項 特別損失		14,425千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		832,921千円
第1項 営業収益		734,601千円
第2項 営業外収益		98,310千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費		825,323千円
第1項 営業費用		701,446千円
第2項 営業外費用		123,867千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,355,378千円（水道事業 8,163,171千円、水道用水供給事業 192,207千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入		5,796,144千円
第1項 企 業 債		4,890,000千円
第2項 国 県 補 助 金		96,000千円
第3項 出 資 金		100,608千円
第4項 工 事 負 担 金		705,516千円
第5項 固定資産売却代金		10千円
第6項 基 金 収 入		1,000千円
第7項 預 託 金 返 還 金		3,000千円
第8項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出		13,959,315千円
第1項 施 設 費		10,552,303千円
第2項 企 業 債 償 還 金		3,262,855千円
第3項 投 資		1,000千円
第4項 預 託 金		3,000千円
第5項 国庫補助金返還金		140,157千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業資本的収入		20,020千円
第1項 工事負担金		20,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
第3項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業資本的支出		212,227千円
第1項 施設費		40,221千円
第2項 企業債償還金		172,006千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
井手浦浄水場運転業務委託経費	自 令和2年度 至 令和4年度	340,000 ^{千円}
水道料金等徴収業務委託経費	自 令和2年度 至 令和6年度	3,963,000
水道料金システムリース経費	自 令和2年度 至 令和6年度	446,000
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令和2年度	800,000
浄水場整備事業	令和2年度	25,000
導送水施設整備事業	令和2年度	303,000
送配水施設整備事業	自 令和2年度 至 令和3年度	394,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 4,890,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,636千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和元年 5 月 30 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和元年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 71事業所 |
| (2) 総給水量 | 42,955千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 117,364m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 工業用水道事業収益		2,013,802千円
第1項 営 業 収 益		1,785,064千円
第2項 営 業 外 収 益		228,728千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業費		1,658,280千円
第1項 営 業 費 用		1,556,016千円
第2項 営 業 外 費 用		102,254千円
第3項 特 別 損 失		10千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 256,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,136千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和元年 5 月 30 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和元年度 北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車

イ 車 両 数	95台
ロ 年間走行キロメートル	3,959,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	5,747,000人
ニ 一日平均輸送人員	15,745人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数	21台
ロ 年間走行キロメートル	759,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	717,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,964人

(3) 主要な建設改良事業

イ 互換性のあるICカードシステム導入事業	450,000千円
ロ 旅客自動車整備事業	27,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,122,105千円
第1項 営業収益		1,966,382千円
第2項 営業外収益		155,703千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,095,758千円
第1項 営業費用		2,004,730千円
第2項 営業外費用		89,018千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 89,192千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		478,880千円
第1項 企業債		327,000千円
第2項 国庫補助金		150,000千円
第3項 県支出金		1,860千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	568,072千円
第1項 建設改良費	498,808千円
第2項 企業債償還金	67,264千円
第3項 予備費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
互換性のあるICカードシステム導入事業	千円 300,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
旅客自動車整備事業	27,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,071千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和元年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 155床 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 37,060千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、医業費用中の資産減耗費 40,241千円の財源に充てるため、企業債 40,200千円を借り入れる。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業収益		309,025千円
第1項 医業収益		58,008千円
第2項 医業外収益		251,007千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業費用		504,564千円
第1項 医業費用		450,818千円
第2項 医業外費用		53,736千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 60千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		342,046千円
第1項 企業債		37,000千円
第2項 出資金		305,046千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		342,106千円
第1項 建設改良費		37,060千円
第2項 企業債償還金		305,046千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧八幡病院解体事業	千円 40,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立門司病院主要設備改修事業	37,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

令和元年5月30日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和元年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	150,414千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	25戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管 渠 布 設	7,832,071千円	小倉北区昭和町地区、小倉南区沼本町・沼南地区、 若松区安屋地区、戸畑区天籟寺地区等
ロ ポンプ場整備	546,929千円	城野ポンプ場等
ハ 処理場整備	750,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	28,157,244千円
第1項 営業収益	22,311,843千円
第2項 営業外収益	5,845,371千円
第3項 特別利益	30千円

	<u>支</u> <u>出</u>
第1款 下水道事業費	27,731,780千円
第1項 営業費用	24,944,796千円
第2項 営業外費用	2,766,964千円
第3項 特別損失	20,020千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,240,571千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>
第1款 下水道事業資本的収入	13,562,309千円
第1項 企業債	6,567,000千円
第2項 国庫補助金	4,800,000千円
第3項 負担金	530,410千円
第4項 寄附金	6,664千円
第5項 貸付金回収金	2,215千円
第6項 基金繰入金	1,656,000千円
第7項 その他資本的収入	20千円

	<u>支</u> <u>出</u>
第1款 下水道事業資本的支出	24,802,880千円
第1項 建設改良費	13,305,933千円
第2項 企業債償還金	9,132,777千円
第3項 投資	2,336,200千円
第4項 国庫補助金返還金	27,970千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設 事 業	令 和 2 年 度	102,000 ^{千円}
施 設 改 良 事 業	令 和 2 年 度	600,000
施 設 改 良 事 業	自 至 令 和 2 年 度 令 和 3 年 度	900,000
負 担 金 工 事	自 至 令 和 2 年 度 令 和 3 年 度	612,000
下 水 道 建 設 事 業	自 至 令 和 2 年 度 令 和 4 年 度	2,394,000
ポ ン プ 場 運 転 整 備 等 業 務 委 託	自 至 令 和 2 年 度 令 和 4 年 度	240,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 6,567,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,576,910千円である。

令和元年 5 月 30 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和元年度 北九州市公営競技事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	75日
(2) 年間車券発売金	26,557,000千円
(3) 1日平均車券発売金	354,093千円
(4) 年間場間場外発売金	4,094,610千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	443,106千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	162日
(2) 年間舟券発売金	64,950,000千円
(3) 1日平均舟券発売金	400,926千円
(4) 年間場間場外発売金	11,050,000千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	274,506千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業収益		27,241,977千円
第1項 営業収益		26,989,795千円
第2項 営業外収益		252,172千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業費		27,060,134千円
第1項 営業費用		26,944,387千円
第2項 営業外費用		115,727千円
第3項 特別損失		20千円

〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業収益		67,687,592千円
第1項 営業収益		67,601,693千円
第2項 営業外収益		85,889千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 モーターボート競走事業費		65,996,652千円
第1項 営業費用		65,922,590千円
第2項 営業外費用		74,042千円
第3項 特別損失		20千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,502,674千円（競輪事業 470,806千円、モーターボート競走事業 2,031,868千円）は利益剰余金処分額 1,500,000千円及び損益勘定留保資金等 1,002,674千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業資本的収入		1,300,010千円
第1項 出 資 金		1,300,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業資本的支出		1,770,816千円
第1項 建設改良費		453,016千円
第2項 企業債償還金		1,265,000千円
第3項 投 資		52,800千円

〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		1,793,010千円
第1項 固定資産売却代金		10千円
第2項 基金繰入金		1,793,000千円

支 出

第2款 モーターボート競走事業資本的支出	3,824,878千円
第1項 建設改良費	426,000千円
第2項 企業債償還金	476,860千円
第3項 投 資	1,422,018千円
第4項 繰 出 金	1,500,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第7条 利益剰余金のうち 1,500,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 一般会計繰出金 1,500,000千円

令和元年 5 月 30 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。